

全建事発 120号
平成17年12月27日

各都道府県建設業協会会長

社団法人 全国建設業協会
会長 前田靖治
〔公印省略〕

建設業法施工規則の一部を改正する省令等の施行等及び、
「経営事項審査の事務取扱いについて」の一部改正について

時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。平素は本会の活動に対し格別のご理解、ご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、建設投資の減少等、最近の社会経済情勢の変化等に対応し、このたび建設業法施行規則の一部を改正する省令等の施行等（平成17年12月16日付）が公布され、平成18年4月1日（一部は平成18年5月1日）から施行されることとなりました。これにより、建設業経理事務士の評価が国土交通大臣の登録経理試験となり、当試験の合格者の扱いについては従前のおり経営事項審査の加点対象とされることとなりました。また、経営事項審査の評価対象となる客観事項として、新たに「防災活動への貢献状況」が規定されました。

つきましては、貴会傘下会員に対しまして周知方お願いいたします。

以上

国総建第258号

平成17年12月16日

(社) 全国建設業協会会長 あて

国土交通省総合政策局建設業課長



建設業法施行規則の一部を改正する省令等の施行等について（通知）

建設投資の減少等、最近の社会経済情勢の変化等に対応し、平成十七年十二月十六日付で建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成十七年国土交通省令第百十三号）、建設業法施行規則第七条の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件（平成十七年国土交通省告示第千四百二十四号）及び建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成十七年国土交通省告示第千四百二十五号）が公布され、平成十八年四月一日（一部は平成十八年五月一日）から施行されることとなりました。

今般の改正の主な内容は以下のとおりですので、貴団体におかれてはその趣旨に従い、法令の遵守に遺漏なきを期するよう、貴団体傘下の建設業者に対し指導を徹底されますようお願いいたします。

なお、本改正のうち技術・技能審査等事業に対する国土交通大臣の認定に係る規定（改正前の建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号。以下「規則」という。）第十七条の二）を削除する規定は、閣議決定（平成十四年三月二十九日「公益法人に対する行政の関与のあり方の改革実施計画」）において、公益法人が独自に行う技能審査等の事務・事業に対する大臣の推薦等を一律に廃止することとされたことに基づき措置されたものであって、事業者団体等が、それぞれの事業の特性にきめ細かく対応した技術者・技能者の育成を推進することの意義を変えるものではないことにご留意願います。

記

一 営業所専任技術者関係

(1) 登録地すべり防止工事試験の実施

今般、改正後の規則第七条の三において、建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第七条第二号イ又はロに掲げる者（営業所専任技術者となる資格を有する者）と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認められる者を定めたところであるが、このうち、とび・土工工事業及びさく井工事業における営業所専任技術者となる資格を有する者として、地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で、国土交通大臣の登録を受けた登録地すべり防止工事試験の合格後1年の実務経験を有する者を規定した。

併せて、登録地すべり防止工事試験を行う登録地すべり防止工事試験機関に対し、改正後の規則第七条の八に規定する試験の実施基準に従って試験を行うよう義務付けるとともに、国土交通大臣は、これに従わなかった登録地すべり防止工事試験機関に対し、業務の改善命令及び命令に従わなかった場合における登録の取消し等を行うことができる等の規定を整備した。なお、登録地すべり防止工事試験の合格後1年の実務経験を有する者については、改正後の建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成六年建設省告示第千四百六十一号。以下「経審告示」という。）の規定に基づき、経営事項審査における加点措置の対象となる。

(2) 登録計装試験の実施

上述した改正後の規則第七条の三の規定のうち、電気工事業及び管工事業における営業所専任技術者となる資格を有する者として、建築物等に計測装置等を装備する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で、国土交通大臣の登録を受けた登録計装試験の合格後1年の実務経験を有する者を規定した。

併せて、登録地すべり防止工事試験と同様、国土交通大臣が登録計装試験機関に対し業務の改善命令等を行うことができる等の規定を置くとともに、登録計装試験の合格後1年の実務経験を有する者については、経審告示の規定に基づき、経営事項審査における加点措置の対象となる。

(3) 登録経理試験の実施

改正後の規則第十八条の三において、法第二十七条の二十三第二項に規定する経営事項審査の評価対象となる客観的事項のうちその他とされている客観的事項（従来は告示において規定）を法規範上明らかにして、規則において明確に規定することとし、その一つである「建設業の経理に関する状況」の評価に当たっては公認会計士等の数とともに、建設業の経理に必要な知識を確認するための試験で、国土交通大臣の登録を受けた登録経理試験の合格者の数により審査することを規定した。

併せて、登録地すべり防止工事試験及び登録計装試験と同様、国土交通大臣が登録経理試験機関に対し業務の改善命令等を行うことができる等の規定を置いている。

(4) 経過措置

平成十七年度までに行われた社団法人地すべり対策技術協会又は社団法人斜面防災対策技術協会の地すべり防止工事士資格認定試験に合格した者、社団法人日本計装工業会の一級の計装士技術審査に合格した者及び財団法人建設業振興基金の建設業経理事務士検定試験に合格した者の取扱いについては、なお従前の通りとする。

二 防災活動に貢献する者に対する評価の実施

改正後の規則第十八条の三において、法第二十七条の二十三第二項に規定する経営事項審査の評価対象となる客観的事項として、新たに「防災活動への貢献の状況」を規定し、具体的な評価対象としては、経審告示において「国、特殊法人等又は地方公共団体と防災協定を締結している者」を規定した。

三 電気通信工事主任技術者資格の追加

上述した改正後の規則第七条の三の規定のうち、電気通信工事業における営業所専任技術者となる資格を有する者として、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた後5年以上実務の経験を有する者を規定した。これらの者は、経審告示の規定に基づき、経営事項審査における加点措置の対象となる。

四 その他

閣議決定（平成十四年三月二十九日「公益法人に対する行政の関与のあり方の改革実施計画」）において、公益法人が独自に行う技能審査等の事務・事業に対する大臣の推薦等を一律に廃止することとされたことに基づき、改正前の規則第十七条の二（技術・技能審査等事業に対する国土交通大臣の認定）及び第十九条（経理知識審査等事業に対する国土交通大臣の指定）の規定は、廃止した。

以上



国総建第 256 号
平成 17 年 12 月 16 日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



「経営事項審査の事務取扱いについて」の一部改正について

「経営事項審査の事務取扱いについて」(平成 16 年 6 月 25 日国総建第 90 号)の一部を改正し、別添のとおり地方整備局等建設担当部長及び都道府県建設業担当部長あて通知したところであるので、貴団体傘下の建設業者に対して周知・指導方お願いする。

附 則

この通知は、平成 18 年 5 月 1 日から適用する。

国総建第 255 号
平成 17 年 12 月 16 日

地方整備局建政部長
北海道開発局事業振興部長 あて
沖縄総合事務局開発建設部長
各都道府県建設業担当部長

国土交通省総合政策局建設業課長

「経営事項審査の事務取扱いについて」の一部改正について

「経営事項審査の事務取扱いについて」(平成 16 年 6 月 25 日国総建第 90 号)の一部を下記のとおり改正することとしたので、通知する。

記

「経営事項審査の事務取扱いについて」(平成 16 年 6 月 25 日国総建第 90 号)の一部を次のように改正する。

○ I の 3 の (4) を次のように改める。

(4) 公認会計士等の数について

イ 公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者は、公認会計士法(昭和 23 年法律第 103 号)第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する会計士補となる資格を有する者及び公認会計士となる資格を有する者(同法第 17 条の規定に基づき公認会計士又は会計士補となるための登録を受けていることを要しない。)並びに税理士法(昭和 26 年法律第 237 号)第 3 条に規定する税理士となる資格を有する者(同法第 13 条の規定に基づき税理士となるための登録を受けていることを要しない。)をいう。

ロ 国土交通大臣の登録を受けた建設業の経理に必要な知識を確認するための試験の一級試験に合格した者は、イに掲げる者と同等以上の能力を有する者として、その数をイに掲げる者の数と併せて審査するものとする。

○ I の 3 に次のように付け加える。

(5) 防災協定締結の有無について

イ 防災協定とは、災害時における建設業者の防災活動等について定めた建設業者と行政機関等との間の協定を言う。

ロ 社団法人等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災

協定を締結している場合は、当該団体に加入する建設業者のうち、当該団体の活動計画書や証明書等により、防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる企業について加点対象とする。

○ 別紙の 1 (告示の別表第一関係) を次のように改める。

区分	評点
(1)	2616
(2)	$123 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000,000 + 2124$
(3)	$112 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 30,000,000 + 1933$
(4)	$113 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1703$
(5)	$112 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1708$
(6)	$99 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1760$
(7)	$86 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1541$
(8)	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1531$
(9)	$87 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1535$
(10)	$74 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1352$
(11)	$74 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1352$
(12)	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1348$
(13)	$63 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1258$
(14)	$61 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1144$
(15)	$63 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1134$
(16)	$49 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1190$
(17)	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1037$
(18)	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1037$
(19)	$49 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1041$
(20)	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 888$
(21)	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 948$
(22)	$36 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 956$
(23)	$37 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 300,000 + 879$
(24)	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 799$
(25)	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 799$
(26)	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 855$
(27)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 777$
(28)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 777$
(29)	$26 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 773$
(30)	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 707$

(31)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 702$
(32)	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 706$
(33)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 30,000 + 653$
(34)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 603$
(35)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 603$
(36)	$13 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 651$
(37)	$12 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 618$
(38)	$12 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 618$
(39)	$14 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 610$
(40)	$11 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 586$
(41)	$12 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 581$
(42)	$12 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 581$
(43)	$14 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000 + 547$
(44)	$12 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000 + 531$
(45)	$11 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 580$

注：評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

○ 別紙の4を次のように改める。

告示第一の四の1に掲げる労働福祉の状況については、告示の付録第二に定める算式によって点数を算出し、また、告示第一の四の2から5までに掲げる死亡者及び負傷者の数、営業年数、公認会計士等の数、防災協定の有無については、告示の別表第五から別表第八までの各区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ次のイ、ロ、ハ又はニの表に掲げる点数を与え、さらに、これらの点数の合計点数（ホの表において「告示の付録第二による点数並びにイ、ロ、ハ及びニの点数の合計点数」という。）に応じて、ホの表に掲げるその他の審査項目（社会性等）の評点を与える。

○ 別紙の4のハを次のように改める。

ハ 公認会計士等の数の点数

（告示の別表第七関係）

区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
点数	10	8	6	4	2	0

○ 別紙の4のニを次のように改める。

ニ 防災協定の有無の点数

（告示の別表第八関係）

区分	(1)	(2)
点数	3	0

○ 別紙の4のニの次に次のように付け加える。

ホ その他の審査項目（社会性等）の評点

告示の付録第二による 点数並びにイ,ロ,ハ及び ニの点数の合計点数	その他の審査項目 (社会性等)の評点
103	987
102	980
101	973
100	967
99	960
98	953
97	947
96	940
95	933
94	927
93	920
92	913
91	907
90	900
89	893
88	887
87	880
86	873
85	867
84	860
83	853
82	847
81	840
80	833
79	827
78	820
77	813
76	807
75	800
74	793
73	787

72	780
71	773
70	767
69	760
68	753
67	747
66	740
65	733
64	727
63	720
62	713
61	707
60	700
59	693
58	687
57	680
56	673
55	667
54	660
53	653
52	647
51	640
50	633
49	627
48	620
47	613
46	607
45	600
44	593
43	587
42	580
41	573
40	567
39	560
38	553

37	547
36	540
35	533
34	527
33	520
32	513
31	507
30	500
29	493
28	487
27	480
26	473
25	467
24	460
23	453
22	447
21	440
20	433
19	427

18	420
17	413
16	407
15	400
14	393
13	387
12	380
11	373
10	367
9	360
8	353
7	347
6	340
5	333
4	327
3	320
2	313
1	307
0	0

附 則
この通知は、平成18年5月1日から適用する。

「経営事項審査の事務取扱いについて」(平成16年6月25日付国総建発第90号)

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正案	現行
I. 1～3 (3) (略)	I. 1～3 (3) (略)
3(4) <u>公認会計士等の数について</u>	3(4) <u>建設業経理事務士等の数について</u>
<p><u>イ 公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者は、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第5条第2項及び第3項に規定する会計士補となる資格を有する者及び公認会計士となる資格を有する者(同法第17条の規定に基づき公認会計士又は会計士補となるための登録を受けていることを要しない。)並びに税理士法(昭和26年法律第237号)第3条に規定する税理士となる資格を有する者(同法第13条の規定に基づき税理士となるための登録を受けていることを要しない。)をいう。</u></p>	<p><u>イ① 国土交通大臣が認定した建設業経理事務士検定試験(以下「建設業経理事務士検定試験」という。)の1級試験に合格した者は、建設業経理事務士検定試験の1級試験のすべての科目に合格した者をいう。</u></p>
<p><u>ロ 国土交通大臣の登録を受けた建設業の経理に必要な知識を確認するための試験の1級試験に合格した者は、イに掲げる者と同等以上の能力を有する者として、その数をイに掲げる者の数と併せて審査するものとする。</u></p>	<p><u>② 公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者は、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第5条第2項及び第3項に規定する会計士補となる資格を有する者及び公認会計士となる資格を有する者(同法第17条の規定に基づき公認会計士又は会計士補となるための登録を受けていることを要しない。)並びに税理士法(昭和26年法律第237号)第3条に規定する税理士となる資格を有する者(同法第13条の規定に基づき税理士となるための登録を受けていることを要しない。)をいい、これらの者を①に掲げる者と同等以上の能力を有する者として、その数を①に掲げる者の数と併せて審査するものとする。</u></p>
(5) <u>防災協定締結の有無について</u>	(新設)
<p><u>イ 防災協定とは、災害時における建設業者の防災活動等について定めた建設業者と行政機関等との間の協定をいう。</u></p>	
<p><u>ロ 社団法人等の団体が、国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合は、当該団体に加入する建設業者のうち、当該団体の活動計画書や証明書等により、防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる企業について加点対象とする。</u></p>	

4～5 (略)

II～VI (略)

別紙

経営規模等評価の結果を評点で表す方法

1 (略)

(告示の別表第一関係) (表) …資料1参照

2～3 (略)

4 その他の審査項目 (社会性等) の評点

告示第一の四の1に掲げる労働福祉の状況については、告示の付録第二に定める算式によって点数を算出し、また、告示第一の四の2から5までに掲げる死亡者及び負傷者の数、営業年数、公認会計士等の数、防災協定の有無については、告示の別表第五から別表第八までの各区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ次のイ、ロ、ハ又はニの表に掲げる点数を与え、さらに、これらの点数の合計点数 (ホの表において「告示の付録第二による点数並びにイ、ロ、ハ及びニの点数の合計点数」という。) に応じて、ホの表に掲げるその他の審査項目 (社会性等) の評点を与える。

イ～ロ (略)

ハ 公認会計士等の数の点数

(表) …略

ニ 防災協定の有無の点数

(表) …資料2参照

ホ その他の審査項目 (社会性等)

(表) …資料2参照

以下 (略)

4～5 (略)

II～VI (略)

別紙

経営規模等評価の結果を評点で表す方法

1 (略)

(告示の別表第一関係) (表) …資料1参照

2～3 (略)

4 その他の審査項目 (社会性等) の評点

告示第一の四の1に掲げる労働福祉の状況については、告示の付録第二に定める算式によって点数を算出し、また、告示第一の四の2から4までに掲げる死亡者及び負傷者の数、営業年数、建設業経理事務士等の数については、告示の別表第五から別表第七までの各区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ次のイ、ロ又はハの表に掲げる点数を与え、さらに、これらの点数の合計点数 (ニの表において「告示の付録第二による点数並びにイ、ロ及びハの点数の合計点数」という。) に応じて、ニの表に掲げるその他の審査項目 (社会性等) の評点を与える。

イ～ロ (略)

ハ 建設業経理事務士の数の点数

(表) …略

ニ その他の審査項目 (社会性等)

(表) (新設)

(新設)

(表) (新設)

以下 (略)

現行及び改正後のX₁評点の評点表

許可を受けた建設業に係る 建設工事の種類別年間平均 完成工事高(百万円)	改正後	現行
200,000 以上	2,616	2,565
150,000 以上 200,000 未満	123 X1 / 50,000,000 + 2,124	121 X1 / 50,000,000 + 2,081
120,000 以上 150,000 未満	112 X1 / 30,000,000 + 1,933	110 X1 / 30,000,000 + 1,894
100,000 以上 120,000 未満	113 X1 / 20,000,000 + 1,703	110 X1 / 20,000,000 + 1,674
80,000 以上 100,000 未満	112 X1 / 20,000,000 + 1,708	110 X1 / 20,000,000 + 1,674
60,000 以上 80,000 未満	99 X1 / 20,000,000 + 1,760	97 X1 / 20,000,000 + 1,726
50,000 以上 60,000 未満	86 X1 / 10,000,000 + 1,541	85 X1 / 10,000,000 + 1,507
40,000 以上 50,000 未満	88 X1 / 10,000,000 + 1,531	86 X1 / 10,000,000 + 1,502
30,000 以上 40,000 未満	87 X1 / 10,000,000 + 1,535	85 X1 / 10,000,000 + 1,506
25,000 以上 30,000 未満	74 X1 / 5,000,000 + 1,352	73 X1 / 5,000,000 + 1,323
20,000 以上 25,000 未満	74 X1 / 5,000,000 + 1,352	72 X1 / 5,000,000 + 1,328
15,000 以上 20,000 未満	75 X1 / 5,000,000 + 1,348	74 X1 / 5,000,000 + 1,320
12,000 以上 15,000 未満	63 X1 / 3,000,000 + 1,258	61 X1 / 3,000,000 + 1,237
10,000 以上 12,000 未満	61 X1 / 2,000,000 + 1,144	60 X1 / 2,000,000 + 1,121
8,000 以上 10,000 未満	63 X1 / 2,000,000 + 1,134	62 X1 / 2,000,000 + 1,111
6,000 以上 8,000 未満	49 X1 / 2,000,000 + 1,190	48 X1 / 2,000,000 + 1,167
5,000 以上 6,000 未満	50 X1 / 1,000,000 + 1,037	49 X1 / 1,000,000 + 1,017
4,000 以上 5,000 未満	50 X1 / 1,000,000 + 1,037	49 X1 / 1,000,000 + 1,017
3,000 以上 4,000 未満	49 X1 / 1,000,000 + 1,041	48 X1 / 1,000,000 + 1,021
2,500 以上 3,000 未満	50 X1 / 500,000 + 888	49 X1 / 500,000 + 871
2,000 以上 2,500 未満	38 X1 / 500,000 + 948	37 X1 / 500,000 + 931
1,500 以上 2,000 未満	36 X1 / 500,000 + 956	36 X1 / 500,000 + 935
1,200 以上 1,500 未満	37 X1 / 300,000 + 879	36 X1 / 300,000 + 863
1,000 以上 1,200 未満	38 X1 / 200,000 + 799	37 X1 / 200,000 + 785
800 以上 1,000 未満	38 X1 / 200,000 + 799	37 X1 / 200,000 + 785
600 以上 800 未満	24 X1 / 200,000 + 855	24 X1 / 200,000 + 837
500 以上 600 未満	25 X1 / 100,000 + 777	24 X1 / 100,000 + 765
400 以上 500 未満	25 X1 / 100,000 + 777	25 X1 / 100,000 + 760
300 以上 400 未満	26 X1 / 100,000 + 773	25 X1 / 100,000 + 760
250 以上 300 未満	24 X1 / 50,000 + 707	24 X1 / 50,000 + 691
200 以上 250 未満	25 X1 / 50,000 + 702	24 X1 / 50,000 + 691
150 以上 200 未満	24 X1 / 50,000 + 706	24 X1 / 50,000 + 691
120 以上 150 未満	25 X1 / 30,000 + 653	24 X1 / 30,000 + 643
100 以上 120 未満	25 X1 / 20,000 + 603	25 X1 / 20,000 + 589
80 以上 100 未満	25 X1 / 20,000 + 603	24 X1 / 20,000 + 594
60 以上 80 未満	13 X1 / 20,000 + 651	13 X1 / 20,000 + 638
50 以上 60 未満	12 X1 / 10,000 + 618	12 X1 / 10,000 + 605
40 以上 50 未満	12 X1 / 10,000 + 618	12 X1 / 10,000 + 605
30 以上 40 未満	14 X1 / 10,000 + 610	13 X1 / 10,000 + 601
25 以上 30 未満	11 X1 / 5,000 + 586	11 X1 / 5,000 + 574
20 以上 25 未満	12 X1 / 5,000 + 581	12 X1 / 5,000 + 569
15 以上 20 未満	12 X1 / 5,000 + 581	12 X1 / 5,000 + 569
12 以上 15 未満	14 X1 / 3,000 + 547	13 X1 / 3,000 + 540
10 以上 12 未満	12 X1 / 2,000 + 531	12 X1 / 2,000 + 520
10 未満	11 X1 / 10,000 + 580	11 X1 / 10,000 + 569

4. その他の審査項目(社会性等)の評点

改正後	現行																																																																																																						
イ～ハ (略)	イ～ハ (略)																																																																																																						
二. 防災協定の有無の点数	二. 防災協定の有無の点数 (新設)																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>(1)</th> <th>(2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>点数</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	区分	(1)	(2)	点数	3	0																																																																																																	
区分	(1)	(2)																																																																																																					
点数	3	0																																																																																																					
ホ. その他の審査項目(社会性等)の評点	ホ. その他の審査項目(社会性等)の評点																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>告示の付録第二による点数並びにイ、ロ、ハ及びニの点数の合計点数</th> <th>その他の審査項目(社会性等)の評点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>103</td><td>987</td></tr> <tr><td>102</td><td>980</td></tr> <tr><td>101</td><td>973</td></tr> <tr><td>100</td><td>967</td></tr> <tr><td>99</td><td>960</td></tr> <tr><td>98</td><td>953</td></tr> <tr><td>97</td><td>947</td></tr> <tr><td>96</td><td>940</td></tr> <tr><td>95</td><td>933</td></tr> <tr><td>94</td><td>927</td></tr> <tr><td>93</td><td>920</td></tr> <tr><td>92</td><td>913</td></tr> <tr><td>91</td><td>907</td></tr> <tr><td>90</td><td>900</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>367</td></tr> <tr><td>9</td><td>360</td></tr> <tr><td>8</td><td>353</td></tr> <tr><td>7</td><td>347</td></tr> <tr><td>6</td><td>340</td></tr> <tr><td>5</td><td>333</td></tr> <tr><td>4</td><td>327</td></tr> <tr><td>3</td><td>320</td></tr> <tr><td>2</td><td>313</td></tr> <tr><td>1</td><td>307</td></tr> <tr><td>0</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>	告示の付録第二による点数並びにイ、ロ、ハ及びニの点数の合計点数	その他の審査項目(社会性等)の評点	103	987	102	980	101	973	100	967	99	960	98	953	97	947	96	940	95	933	94	927	93	920	92	913	91	907	90	900			10	367	9	360	8	353	7	347	6	340	5	333	4	327	3	320	2	313	1	307	0	0	<table border="1"> <thead> <tr> <th>告示の付録第二による点数並びにイ、ロ、ハ及びニの点数の合計点数</th> <th>その他の審査項目(社会性等)の評点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>100</td><td>967</td></tr> <tr><td>99</td><td>960</td></tr> <tr><td>98</td><td>953</td></tr> <tr><td>97</td><td>947</td></tr> <tr><td>96</td><td>940</td></tr> <tr><td>95</td><td>933</td></tr> <tr><td>94</td><td>927</td></tr> <tr><td>93</td><td>920</td></tr> <tr><td>92</td><td>913</td></tr> <tr><td>91</td><td>907</td></tr> <tr><td>90</td><td>900</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>367</td></tr> <tr><td>9</td><td>360</td></tr> <tr><td>8</td><td>353</td></tr> <tr><td>7</td><td>347</td></tr> <tr><td>6</td><td>340</td></tr> <tr><td>5</td><td>333</td></tr> <tr><td>4</td><td>327</td></tr> <tr><td>3</td><td>320</td></tr> <tr><td>2</td><td>313</td></tr> <tr><td>1</td><td>307</td></tr> <tr><td>0</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>	告示の付録第二による点数並びにイ、ロ、ハ及びニの点数の合計点数	その他の審査項目(社会性等)の評点	100	967	99	960	98	953	97	947	96	940	95	933	94	927	93	920	92	913	91	907	90	900			10	367	9	360	8	353	7	347	6	340	5	333	4	327	3	320	2	313	1	307	0	0
告示の付録第二による点数並びにイ、ロ、ハ及びニの点数の合計点数	その他の審査項目(社会性等)の評点																																																																																																						
103	987																																																																																																						
102	980																																																																																																						
101	973																																																																																																						
100	967																																																																																																						
99	960																																																																																																						
98	953																																																																																																						
97	947																																																																																																						
96	940																																																																																																						
95	933																																																																																																						
94	927																																																																																																						
93	920																																																																																																						
92	913																																																																																																						
91	907																																																																																																						
90	900																																																																																																						
10	367																																																																																																						
9	360																																																																																																						
8	353																																																																																																						
7	347																																																																																																						
6	340																																																																																																						
5	333																																																																																																						
4	327																																																																																																						
3	320																																																																																																						
2	313																																																																																																						
1	307																																																																																																						
0	0																																																																																																						
告示の付録第二による点数並びにイ、ロ、ハ及びニの点数の合計点数	その他の審査項目(社会性等)の評点																																																																																																						
100	967																																																																																																						
99	960																																																																																																						
98	953																																																																																																						
97	947																																																																																																						
96	940																																																																																																						
95	933																																																																																																						
94	927																																																																																																						
93	920																																																																																																						
92	913																																																																																																						
91	907																																																																																																						
90	900																																																																																																						
10	367																																																																																																						
9	360																																																																																																						
8	353																																																																																																						
7	347																																																																																																						
6	340																																																																																																						
5	333																																																																																																						
4	327																																																																																																						
3	320																																																																																																						
2	313																																																																																																						
1	307																																																																																																						
0	0																																																																																																						